

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会（第 173 回） 議事次第

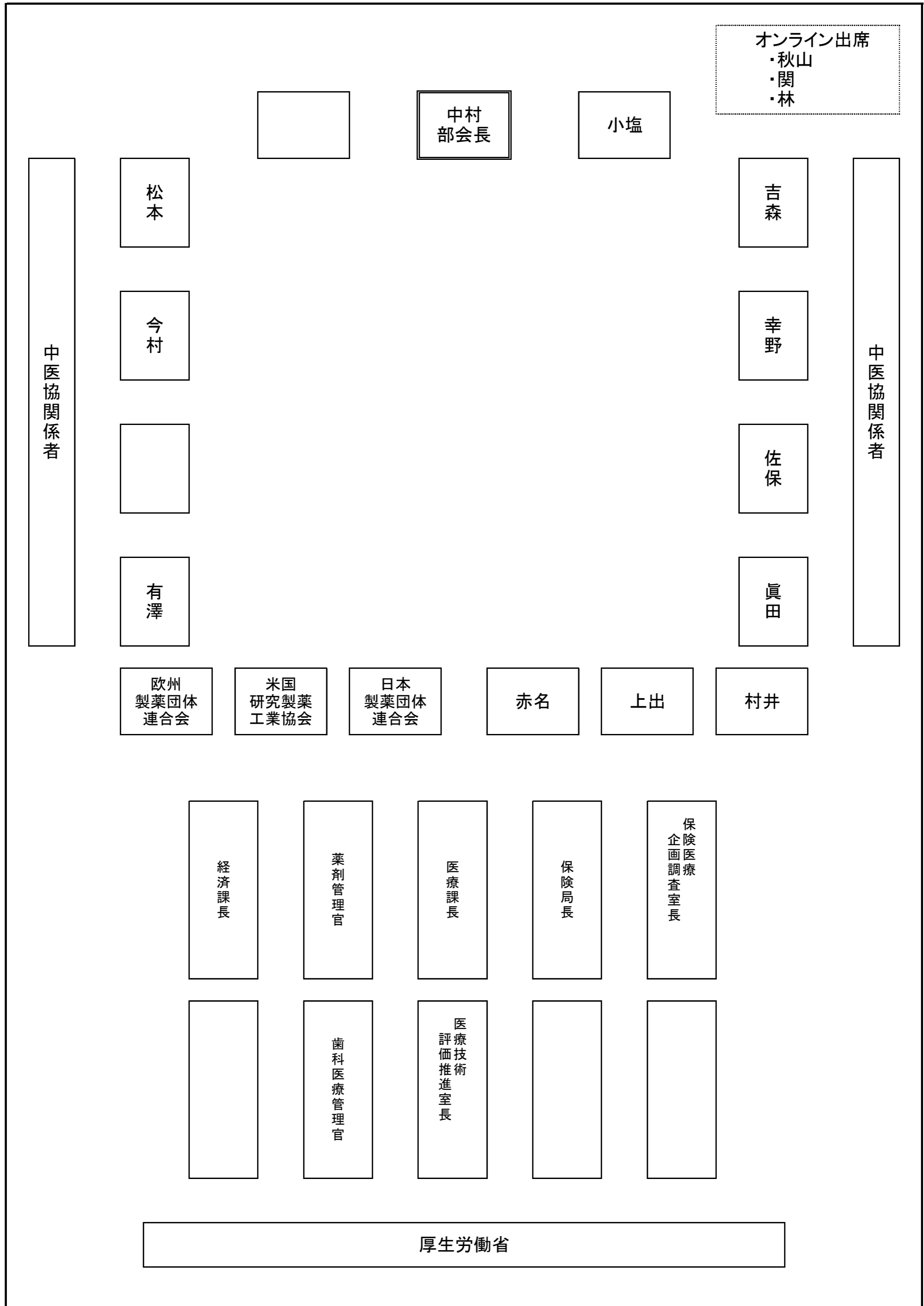
令和 2 年 12 月 11 日(金) 10:00～
於 TKP イベントホールシルク新宿

議 題

○関係業界からの意見聴取について

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会座席表

日時: 令和2年12月11日(金) 10:00~
会場: TKPイベントホールシルク新宿



意見陳述者一覧

日本製薬団体連合会 会長 手代木 功

米国研究製薬工業協会 在日執行委員会副委員長 ジェームス・フェリシアーノ

欧州製薬団体連合会 会長 ハイケ・プリンツ

(敬称略)

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会 意見陳述資料

2021年度の薬価改定に関する意見

2020年12月11日

日本製薬団体連合会

米国研究製薬工業協会

欧州製薬団体連合会

はじめに

現在も第3波と言われるCOVID-19の感染拡大、重症患者の増加が懸念されている中、医療現場におきましては甚大な影響を受けているにも関わらず、医療提供体制の確保のための取り組みなど、感染症に立ち向かうため最前線の現場で日々懸命に努力されている全ての医療従事者の皆さまに、心より尊敬と感謝の意を表します。

2021年度の薬価改定について

COVID-19対応下という極めて特殊な状況において薬価調査が実施されたことや医療機関及び薬局への影響を勘案し、2021年度の薬価改定については、慎重に検討すべきと考える。

- 経済財政運営と改革の基本方針2020（2020年7月17日）において「2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する」とされている。
- 令和2年度薬価調査は、販売サイド調査を3分の2の抽出率で実施されていることから、全数調査との市場実勢価格における誤差が必然的に生じる。また、今回の調査はCOVID-19の影響により医薬品取引が平時とは大きく異なる状況の中で実施されたものである。
- 医療現場においては、COVID-19により甚大な影響を受けているとともに、医療提供体制の確保のための取り組みが行われていることを踏まえれば、薬価改定による医療機関及び薬局への負担に配慮すべきである。

2021年度の薬価改定の対象範囲について

対象範囲については、薬価と実勢価格の乖離率が全ての既収載品目の平均乖離率よりも著しく大きい品目に限定すべきである。

- 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」において、2年に1回の薬価改定の際の年に「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」とされていることや、イノベーションの推進及び医薬品の安定供給の確保という観点に加え、2021年度改定の対象範囲については、COVID-19により甚大な影響を受けている医療機関・薬局への負担軽減や医薬品取引が平時とは大きく異なる状況の中で薬価調査が実施されたことを勘案すれば、薬価と実勢価格の乖離率が全ての既収載品目の平均乖離率よりも著しく大きい品目に限定すべきである。
- なお、令和2年度薬価調査以降に薬価収載された品目については、実勢価格が存在しないことから対象範囲から除外すべきである。加えて、今回の薬価調査は調査対象を抽出して実施しており、需要が極めて僅少であることから実勢価格が把握できなかった品目について、対象範囲から除外すべきである。

2021年度の薬価改定の改定方法について

改定方法については、市場実勢価格に基づき行うルール及び実勢価改定と連動しその影響を補正するルールのみ実施すべきである。

- 2021年度改定の対象となった品目の改定方法については、薬価と実勢価格の乖離率が全ての既収載品目の平均乖離率よりも著しく大きい品目について薬価の補正を行うという観点から、市場実勢価格に基づき行うルール及び実勢価改定と連動しその影響を補正するルールのみ実施すべきである。

Appendix

中間年改定に対する基本認識

中間年の薬価改定は、2年に1回の通常薬価改定とは異なる位置づけであり、薬価と実勢価格の乖離率が著しく大きい品目について薬価の補正を行うものであると認識している。

- 現行の薬価基準制度は、価格乖離が必然的に生じる仕組みである。度重なる改定により、薬価水準の低下が加速すれば、各企業の競争力を一様に弱体化させ、革新的新薬の創出に向けた取組を阻害する恐れがあるとともに、医療上の必要性の高い医薬品の安定供給にも支障をきたす恐れがある。
- 加えて、診療報酬体系や他の薬価算定ルールとの整合性の問題、薬価改定に要する多大なコストや労力等を踏まえれば、薬価改定は2年に1回の頻度で実施されることが基本であり、中間年の薬価改定は通常薬価改定とは異なる位置づけであるべきと考える。
- 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」において、2年に1回の薬価改定の際の年に「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」とされていることを踏まえ、中間年改定の対象範囲については、薬価調査結果に基づき薬価と実勢価格の乖離率が著しく大きい品目とすべきであり、改定方法については、市場実勢価格に基づき行うルール及び実勢価改定と連動しその影響を補正するルールのみ実施すべきである。